○国土交通省告示第七百三十八号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第四十一条第二項の規定に基づき、平成二十八年熊本地震による災害に係る同条第一項の市町村の区域を次のように告示する。

平成二十八年五月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

熊本県熊本市、宇土市、宇城市、阿蘇郡西原村及び南阿蘇村並びに上益城郡御船町、嘉島町及び益城町

○国土交通省告示第七百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下迫谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第九百二十六号で指定した同号二三に掲げる土地の区域及び昭和五十一年建設省告示第百六十三号で指定した同号十六に掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県霧島市溝辺町麓	
字論地	九五一番三地先河川敷
	一号及び十六号
	九五一番二地先河川敷
	十五号
字中丸	九八二番五地先道路敷
	二号
	一〇二五番六
	三号
	九七九番一
	四号
	九七八番六
	五号
	九七三番一
	九号及び十号
	九七八番一
	十一号
	九七九番三
	十二号
	九八一番一
	十三号
	九八二番五
	十四号
字原村	一二七八番二二
	六号
	一二七五番一地先道路敷
	七号
	一二七三番一
	八号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奥俣川及び支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十年建設省告示第七十八号で指定した同号十六に掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県奄美市名瀬伊津部	
字古道	一二三三番
	一号及び二号
	一二二九番
	三号
	一二二六番
	四号
	一二二一番
	五号
	一二〇九番一
	六号
	一一八五番一
	七号
	一一七五番一
	八号、九号及び十五号
	一一七四番
	十号
	一一七〇番地先道路敷
	十一号及び十二号
	一一七〇番
	十三号及び十四号

○国土交通省告示第七百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

新堀谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を平成十三年国土交通省告示第二百五十六号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱七号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県東諸県郡国富町大字森永	
字方坂	一〇八番二地先道路敷
	一号及び十二号から四号まで
	一〇八番乙
宮崎県東諸県郡国富町大字竹田	
字野添	九三九番六
	五号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄	
字平原	五六八九番一
	六号
字新掘	五五〇八番一
	七号
	五五〇三番一
	八号から十一号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

斧研谷川二

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県えびの市大字坂元	
字芋畑	一六三九番一二四
	一号、二号及び二十三号
	一六三九番一三〇
	三号及び十五号
	一六三九番一一六
	四号から六号まで
	一六三九番一〇六
	七号から十号まで
	一六三九番一〇二
	十一号
	一六三九番一〇四
	十二号
	一六三九番一一〇
	十三号及び十四号
	一六三九番一二九
	十六号
	一六三九番一八八
	十七号
	一六三九番一一九
	十八号及び十九号
	一六三九番一二一
	二十号及び二十一号
	一六三九番一二三
	二十二号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中原谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県宮崎市大字加江田	
字鳥居越	四一一七番
	一号及び二号
	四一一五番
	三号
	四一二四番一
	四号から六号まで
	四一一四番
	七号及び八号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

蔵の平川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字向山	
字岩下	七三六九番一
	一号
	七三六九番二
	二号及び三号
	七三六九番三
	四号
字笹ノ越	七四二七番
	五号
	七四二八番
	六号
	七四三九番一
	七号
	七四五九番
	八号

○国土交通省告示第七百四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

谷口局谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十三年国土交通省告示第千七百四号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）

徳島県美馬市木屋平	
字谷口	一七五番一
	一号及び二号
	一六七番
	三号
	一六八番
	四号
	一四三番
	五号
	一四四番一
	六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小溜谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十年建設省告示第四百六十七号で指定した同号一一に掲げる土地の区域を除く。）

徳島県阿南市伊島町	
字伊吹	三七番五地先無地番
	一号から七号まで
	四〇番一
	二号
字瀬戸	一八九番一四八

○国土交通省告示第七百四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月十六日

国土交通大臣　石井　啓一